



●軽自動車税減免申請書の記載について

1. 軽自動車税減免申請書は、減免を申請する車両ごとに作成してください。

2. 減免に係る根拠条文については、以下を参照してください。

(1) 種別割の減免（美里町税条例第 89 条第 1 項）

町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(2) 身体障害者等に対する種別割の減免（美里町税条例第 90 条第 1 項）

①身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1 台に限る。）

②その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

3. 減免の申請者

①納税義務者欄 納税通知書に記載された「住所又は所在」及び「氏名又は名称」を記載してください。

②個人番号（法人番号） 納税義務者が個人である場合は「個人番号」を、法人である場合は「法人番号」を記載

4. 減免を申請する理由（減免申請の種類）欄

上記 2 を参照し、該当する項目に○を記載

5. 減免を受ける軽自動車等

継続検査証又は標識交付証明書に記載された車両情報を記載

6. 身体障害者等に係る情報等

上記 4 減免を申請する理由（減免新税の種類）が「1. 身体障害者等」である場合に記載

①障害者欄 障害の程度等により減免の可否を判断するため、障害者手帳等の写しを添付、又は申請時に提示（※障害者手帳等の写しを添付した場合記載省略可）

②運転者欄 減免申請車両を上記障害者の介護等で主に使用している者を記載

7. 備考

【注意事項】

- ・減免申請は、対象となる車両等に変更がなくても毎年度申請が必要となります。
- ・「提出期限」までに申請書を提出しなかった場合、減免が受けられない場合があります。